

日本地球惑星科学連合大会記念行事開催資金取扱規則

2013年7月30日理事会制定

(総 則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という。）の、連合大会記念行事開催資金（以下「資金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 この資金は、当連合の公益事業である学術大会の開催および普及活動の一層の発展に資するために、連合大会記念行事の開催のための資金を設立し、その運用により得られた利益を含めて事業費に充てることを目的とする。

(資金計画)

第3条 この資金は、当連合の余剰金を財源として平成24年度に1,200万円を積立てる。なお、この資金の積立限度額は、1,200万円とする。

- 2 この資金は、平成25年度に300万円、平成26年度に600万円、平成27年度に300万円を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

(資金の運用方法)

第4条 この資金は特定費用準備資金とし、元本の安全性に配慮して、定期預金で運用する。

(資金の支出)

第5条 本資金は、当連合が主催または共催する以下の一項に該当する事業に対して支出することができる。

1. 連合大会記念行事の開催に関わる経費
2. 連合大会記念行事の開催に向けた準備と開催報告に関わる経費
3. 連合大会記念行事として実施される、セミナーやシンポジウム等の開催に関わる経費

(資金活用の発議)

第6条 第5条に関しては、当連合の大会運営委員会、広報普及委員会、情報システム委員会からの発議と理事会の承認により、本資金を活用した事業を実施する。

(資金の維持・管理)

第7条 この資金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管

理をしなければならない。

- 2 この資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 この資金は第 2 条及び 5 条に規定する事業目的以外に使用することはできない。
やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、
3 分の 2 以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第 8 条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第 9 条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、平成 25 年 7 月 30 日から施行する。